

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人清隆会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市真砂町5番5号
- (3) 設立認可年月日 平成30年8月30日
- (4) 設立登記年月日 平成30年9月10日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	平山 東隆	平山歯科医院 (診療所) 管理者
理 事	平山 甲清	
同	平山 智詠	
同	平山 秀子	
監 事	岩切 英彦	公認会計士税理士

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	平山歯科医院	鹿児島県鹿児島市真砂町5番5号	0床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
 令和4年8月26日 令和3年度決算の決定
 令和4年8月26日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定
- (3) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設
 該当なし

(4) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
該当なし

(5) その他
該当なし

様式 2

法人名 医療法人 清隆会
 所在地 鹿児島市真砂町 5 番 5 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額 29,471 千円
 2. 負 債 額 69,180 千円
 3. 純 資 産 額 △ 39,709 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	11,237
B 固 定 資 産	18,234
C 資 産 合 計 (A + B)	29,471
D 負 債 合 計	69,180
E 純 資 産 (C - D)	△ 39,709

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 清隆会

所在地 鹿児島市真砂町 5 番 5 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 5 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	11,237	I 流 動 負 債	56,834
II 固 定 資 産	18,234	II 固 定 負 債	12,346
1 有 形 固 定 資 産	10,466		
2 そ の 他 の 資 産	7,768	負 債 合 計	69,180
		純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	0
		II 積 立 金	△ 39,709
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	△ 39,709
資 産 合 計	29,471	負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,471

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 2

法人名 医療法人 清隆会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市真砂町 5 番 5 号

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	80,088
2 事業費用	88,705
本来業務事業損失	8,617
II 事業外収益	1,897
III 事業外費用	350
経 常 損 失	7,070
税 引 前 当 期 純 損 失	7,070
法 人 税 等	71
当 期 純 損 失	7,141

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人 清隆会
所在地 鹿児島市真砂町5番5号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員が親族が代表者である法人	有限会社平山商店	鹿児島市真砂町5番5号	125,290	不動産の賃借	駐車場の賃借	駐車場の賃借	1,560	未払金	780

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- 当法人理事長平山東隆の[]が代表者を務める法人
- 有限会社平山商店への賃借料は近隣相場を参考に決定している。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	[]	[]		職業	[]	不動産の賃借	2,400	未払金	9,615

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- []への賃借料は近隣相場を参考に決定している。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 清隆会
理事長 平山 東隆 殿

私は、医療法人清隆会の令和4年会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月26日
医療法人清隆会
監事 岩切 英彦